

慶應義塾健康保険組合理事長 殿

雇用保険(失業給付等)の受給権について

扶養認定対象者 _____ は、
雇用保険法の失業給付等を受給いたしますが、受給開始・受給終了の際には必ず速やかに
健康保険組合に報告いたします。健康保険組合に報告せずに給付を受けるなど、違反が判明
した場合は被扶養者の資格を遡って喪失することを了承し、その期間うけた健康保険の給付等
はすべて清算し、国民健康保険へ加入することを誓います。

平成 年 月 日

記号 _____ 番号 _____

被保険者氏名: _____ 印 _____